

資料編

< 語句の説明 >

※1 動物の愛護及び管理に関する法律

昭和48年法律第105号。平成24年9月に改正され、平成25年9月1日から施行された。

※2 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

法第5条に規定されている「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（平成18年環境省告示第140号）。平成25年8月に改正、公布された。

※3 福井県動物の愛護および管理に関する条例

平成18年条例第20号。飼い犬の係留^{※20}義務や収容動物の譲渡等について規定している。

※4 産業動物

畜産等産業の用に供するため、飼養または保管している哺乳類、鳥類または爬虫類に属する動物のこと。

※5 実験動物

動物を教育、試験、研究または生物学的製剤の用その他の科学上の利用に供するために、施設で飼養または保管している哺乳類、鳥類または爬虫類の属する動物のこと。

※6 動物関連事業者

動物病院やペットショップ、ペット美容院等のほか、ペットフード等の動物関連商品の販売などを行う事業者のこと。

※7 人と動物の共通感染症

狂犬病に代表される「動物→人」「人→動物」へ感染する感染症の総称。

※8 動物取扱業者

動物の取扱いを事業として営む者。業態により販売、保管、貸出し、訓練、展示、その他に区別される。また、営利性の有無により第一種、第二種に区別される。

※9 動物愛護推進員

法第38条の規定により、都道府県知事等が委嘱することができる。地域における適正飼養や動物愛護の普及啓発、譲渡のあっせん、動物愛護行政への協力のほか、災害時における動物救護活動への協力などの活動を行う。

※10 終生飼養

動物をその生理・生態・習性を理解したうえで適正に飼養管理し、その命を終えるまで飼養を継続すること。平成24年の法改正時に飼い主の責務として明文化された。

※11 マイクロチップ

動物の個体識別を目的とした電子標識器具。直径2^{ミリ}、長さ11^{ミリ}の円筒形の生体適合ガラスの中に、15桁の固有番号を記憶したICチップおよび電磁コイルが封入されている。

※12 引取り

県は法第35条の規定に基づき、所有者または拾得者から犬または猫の引取りを求められた場合は、これを引き取らなければならない。しかし、平成24年の法改正により、所有者からの引取りの場合について引き取りの拒否要件が設定された。

※13 **特定動物**

人の生命、身体または財産に害を加えるおそれがある動物として政令（動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号））で定める動物。その飼養にあたっては、本法による許可が必要である。

※14 **返還**

条例第10条、法第35条および法第36条の規定により、県に収容された動物を飼い主へ返すこと。条例第12条に規定している。

※15 **譲渡**

県が収容した動物のうち、所有者へ返還されなかった動物について、その動物を飼養することを希望する者で、適正な飼養管理ができると認める者に動物を譲り渡すこと。条例第12条の3に規定している。

※16 **動物愛護週間**

法第4条で、毎年9月20日から26日までと規定されている。国および地方公共団体はこの期間中に、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされている。

※17 **学校飼育動物**

小学校等で、動物の飼育やふれあいを通して、生命尊重や情操の涵養および自分と他者との関係を学ぶことを目的に飼育されている動物のこと。小型哺乳類や家きんであることが多い。

※18 **地域猫活動**

所有者の判明しない猫に対して、地区で管理者を定め、当該猫を指定し、繁殖制限、給餌、排泄物等の管理を行う（ルールを定める）ことで、地区住民の一定の共通理解と活動に対する容認を得ることが前提となる活動。

※19 **協議会**

法第39条の規定により、設置することができる。前述の動物愛護推進員の委嘱や活動の支援等、動物愛護管理に関する施策について協議することができる。

※20 **係留**

飼い犬を柵、おりその他の当該犬の逸走を防止するための囲いの中で、または一定の場所において固定した物に綱、鎖等で確実につないで飼養すること。条例第9条により犬の飼い主の遵守事項として規定している。

<関係法令>

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）抜粋

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（普及啓発）

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（動物愛護週間）

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

（基本指針）

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2～4 （省 略）

（動物愛護管理推進計画）

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。

5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう

努めなければならない。

- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。

2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

(第一種動物取扱業の登録)

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項、第十二条第一項第六号及び第二十一条の四において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第四項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

2～3（省 略）

(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2（省 略）

(感染性の疾病の予防)

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

(動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等)

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(販売に際しての情報提供の方法等)

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

(動物取扱責任者)

第二十二條 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第六号までに該当する者以外の者でなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

(犬猫等健康安全計画の遵守)

第二十二條の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

(獣医師等との連携の確保)

第二十二條の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

(終生飼養の確保)

第二十二條の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二條の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

(犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等)

第二十二條の六 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有する犬猫等の個体ごとに、その所有するに至つた日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2～3 （省 略）

(報告及び検査)

第二十四條 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四條の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一～七 （省 略）

(周辺の生活環境の保全等に係る措置)

第二十五條 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前三項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない

2（省 略）

（報告及び検査）

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（犬及び猫の引取り）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
- 3 第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。
- 4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡を委託することができる。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。
- 3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

（犬及び猫の繁殖制限）

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えること

が困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

- 2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

- 2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。
 - 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
 - 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
 - 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年環境省告示第140号)抜すい

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方 (省 略)

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進

動物の適切な愛護及び管理は、国民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いものである。動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、国民共通の理解の形成までには至っていない。平成24年の動物愛護管理法の改正により、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開する必要がある。

(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物(特定動物)等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに関係法令等に基づく施策が進められている。一方、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有しており、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。このようなことから、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくためには、長期的視点から総合的かつ体系的に各種施策が取り組まれるようにしていく必要がある。

(3) 関係者間の協働関係の構築

動物愛護管理法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19

第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらないすべての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要である。このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。また、関係者間相互の共通認識の形成がしやすくなるように、施策の目標及びその目標達成のための手段等については、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えたものとするのが重要である。

(4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、動物愛護推進員等の委嘱の推進、動物愛護団体、業界団体等の育成支援及び基幹的な拠点としての動物愛護管理施設等の拡充並びに調査研究の推進等による動物の愛護及び管理についての知見の拡充等を進めることにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。

2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、平成35年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

(1) 普及啓発

①現状と課題

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではなく、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解を更に推進する必要がある。また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。このような現状において、国及び地方公共団体、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

②講ずべき施策

ア 国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。

イ 動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成など、そのあり方について検討すること。また、情操の涵養等を目的とした学校飼育動物についても同様の配慮が行われるよう検討すること。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

①現状と課題

適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、国、地方公共団体等によって、そのための様々な取組が行われてきているが、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。こうした問題を踏まえ、平成24年の動物愛護管理法改正により、所有者等の責務として終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が明文化された。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数は、平成16年度の年間約42万頭から平成23年度は年間約22万頭と大幅に減少したが、殺処分率は約94%(平成16年度)から約79%(平成23年度)への減少となっており、殺処分率の減少に向けた更なる取組が必要である。なお、地方公共団体によっては、早くから引取り数を減少させる取組や返還・譲渡を推進してきたことにより、平成23年度には平成16年度比で引取り数の半減や殺処分率の減少等を達成した地方公共団体もあることを踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を検討する必要がある。

②講ずべき施策

ア みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、販売時における動物取扱業者からの説明・指導等が適切に行われるようにすること等により、平成35年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指す。また、法改正により地方公共団体の努力義務として明文化された元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等について、インターネット等を活用しながら進めることによりその殺処分率の更なる減少を図ること。

イ 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法及び虐待の具体的事例が動物愛護管理法に明記さ

れたこと並びに愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底等を図るとともに、警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

①現状と課題

動物の不適切な飼養により、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺的生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等が期待されている。

また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生しており、より厳格な法令遵守が求められている。

②講ずべき施策

ア 住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。

イ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。

ウ 特定動物に関連する法令遵守のため、国は、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

①現状と課題

犬又は猫に関する所有者の明示（個体識別）（以下「所有明示」という。）の実施率は、平成22年度の世論調査では、犬が約36%、猫が約20%にとどまっていた。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の更なる向上を図る必要がある。

②講ずべき施策

ア 所有明示措置の必要性に関する意識啓発や研究開発の促進を図ることなどにより、犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増を図ること。特に、マイクロチップの普及を推進すること。

イ 国は、関係省庁及び団体の協力の下に、公的機関によるデータの一元的管理体制の早急な整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ること等を推進するとともに、マイクロチップの安全性等に係る知見の蓄積も含め、販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討を行うこと。

(5) 動物取扱業の適正化

①現状と課題

飼養管理が不適切な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、動物取扱業の適正化に対する国民の要望も高く、平成24年の動物愛護管理法改正では動物取扱業者に対する規制が強化された。平成18年6月に施行された登録制度の遵守に加え、平成24年改正の趣旨を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。

②講ずべき施策

ア 登録制度の遵守を引き続き推進するとともに、犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止、現物確認・対面説明義務、第二種動物取扱業者の届出制度等、新たな規制の着実な運用を図ること。

イ 優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。

ウ 国は、地方公共団体が動物取扱業者に対する監視指導をより強化することができるよう、その支援策を検討すること。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

実験動物の飼養等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年4月環境省告示第88号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっているが、本基準の遵守指導等を円滑に行うための体制整備が十分にされていない施設が一部にある。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上

の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。

②講ずべき施策

ア 関係省庁、団体等と連携しつつ、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、当該基準の解説書の作成等を通して効果的かつ効率的に行われるようにするとともに、実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集すること。

イ 国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について、緊急時に対応するための計画作成状況も含め、定期的な実態把握を行うこと。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

①現状と課題

動物の愛護及び管理の観点に配慮した産業動物の適正な取扱いについて、環境省が平成24年に実施した一般市民を対象としたアンケートでは、アニマルウェルフェアの認知度は2割以下に留まっている。また、国際獣疫事務局（OIE）では、現在、畜種ごとの飼養基準について検討が行われているところである。このような国際的な動向、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえ、我が国では各畜種について、民間の取組により「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」が既に作成されているところであり、その普及啓発を進めていく必要がある。

②講ずべき施策

ア 国は、国際的な動向も踏まえながら、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。

イ 産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。

ウ 災害時における産業動物の取扱いについても、情報共有を図りつつ、関係省庁が協力して検討すること。

(8) 災害時対策

①現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきているが、東日本大震災等の緊急災害時には、一部で関係機関等の連携が十分でない事例が見られた。今後は、これらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速・安全かつ適切に行われるようにするため、地域性・災害の種類に応じた準備体制を平素から確保しておく必要がある。

②講ずべき施策

ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置付けを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

(9) 人材育成

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができることとされている。

また、動物の愛護及び管理に関する施策の中には民間の有識者等による対応を求めることによって、行政の限界を超えて地域に根付いた形で動物の愛護及び管理が広がっていくことが期待される課題もある。しかし、例えば都道府県知事、指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成15年度末には、98地方公共団体の21地方公共団体、約1400人であったところ、平成23年度末には、108地方公共団体の60地方公共団体、約2900人へ増加したが、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備はまだ十分とはいえない状況にある。このため、動物愛護推進員等の人材の育成等を更に積極的に推進していく必要がある。

②講ずべき施策

ア 国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。

イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、被災動物への対応、不適正飼養等の事案への対応等、動物愛護推進員制度が十分に機能するよう、国は地方公共団体に対して情報提供や技術的助言を着実に実施すること。

ウ 適正飼養に関する専門的知識及び技能等を保持する人材をより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討する等、国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を推進すること。

(10) 調査研究の推進

①現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。また、海外での研究や知見の蓄積を活かしつつ、国内における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえた科学的知見を充実させる必要がある。

②講ずべき施策

ア 国は、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための幼齢の犬猫を親等から引き離しても良い適切な時期についての科学的知見を充実させること。

イ 国は、マイクロチップの普及促進及び販売の用に供せられる犬猫等にマイクロチップを装着させるための方策について調査研究を実施すること。

ウ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的事例等に係る情報収集を行うこと。

第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、基本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとする。

2 計画期間

基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とする。

3 対象地域

対象地域は、当該都道府県の区域とする。

4 計画の記載項目

計画の記載項目については、動物愛護管理法第6条第2項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項及びその他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところであるが、これらを踏まえ、地域の事情に応じ、記載事項の追加及びそれらの構成の在り方等について、必要に応じて検討するものとする。

5 策定及び実行（省略）

第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、基本指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させることとする。なお、点検結果については、その概要を公表するものとする。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる平成30年度を目途として、その見直しを行うこととする。

福井県動物の愛護および管理に関する条例（平成18年福井県条例第20号）抜すい

(目的)

第一条 この条例は、県民と動物とのかかわり方の変化に伴い、動物との共生が一層重要になることにかんがみ、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項および動物の管理に関する事項を定めることにより、動物を愛護する意識の高揚、動物の健康および安全の保持ならびに動物による人の生命、身体および財産に対する侵害の防止を図ることを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、動物の愛護および管理に関する施策（以下「動物愛護管理施策」という。）を総合的に策定し、および実施するものとする。

(飼い主の責務)

第三条 飼い主（動物の所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、飼い主としての責任を十分に自覚して、動物をその種別、習性等に応じて適正に飼養（保管を含む。以下同じ。）するよう努めるとともに、県が実施する動物愛護管理施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の努力)

第四条 県民は、動物の愛護と適正な飼養に対する関心と理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する動物愛護管理施策に協力するよう努めるものとする。

(教育および研修の機会の充実等)

第五条 県は、動物愛護管理施策の適切かつ効果的な推進を図るため、動物の愛護と適正な飼養に関する教育および研修の機会の充実、動物に起因する感染性の疾病およびその予防のために必要な事項に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町等との連携協力)

第六条 県は、動物愛護管理施策を実施するに当たっては、市町および動物愛護活動団体（動物の愛護と適正な飼養に関する啓発活動、動物の虐待の防止に関する活動その他の動物の愛護または管理に関する活動を行う団体をいう。次条において同じ。）と連携し、および協力するものとする。

(動物愛護活動団体の活動の促進)

第七条 県は、この条例の目的を効果的に達成するため、動物愛護活動団体の活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(飼い主の遵守事項等)

第八条 飼い主（哺乳類、鳥類またはは虫類に属する動物の飼い主に限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。）第十二条第一項第三号に規定する第一種動物取扱業者および法第二十四条の三第一項に規定する第二種動物取扱業者（次条第一項において「動物取扱業者」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 飼養する動物の種類、発育状況等に応じて適切に餌および水を与えること。
 - 二 飼養する動物の健康状態を把握するとともに、その動物が疾病にかかり、または負傷した場合には、速やかに適切な処置を講ずること。
 - 三 動物の飼養のための施設（以下「飼養施設」という。）を設置しているときは、当該飼養施設を飼養する動物の種類、習性等を考慮した適切なものとする。
 - 四 飼養施設を常に清潔に保つこと。
 - 五 飼養する動物が道路、公園その他の公共の場所および他人の土地、建物等を破損し、または汚損することのないようにすること。
 - 六 飼養する動物の数を適切な管理が可能な範囲内とすること。
 - 七 離乳前の動物を譲渡しないこと。
 - 八 飼養する動物が逸走した場合には、速やかに捜索し、および収容すること。
 - 九 飼養する動物が死亡した場合には、その死体を速やかに処理すること。
 - 十 地震、火災、水害等の災害が発生した場合には、当該災害により生ずる被害からその飼養する動物を保護すること。
- 2 飼い主は、その飼養する動物（畜産農業に係るもの、試験研究用または生物学的製剤の製造の用に供するために飼養しているものおよび法第十条第一項の政令で定める用途に供するために飼養しているものを除く。次項において同じ。）を終生にわたり飼養するよう努めなければならない。
- 3 飼い主は、その飼養する動物を終生にわたり飼養することが困難となったときは、新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。
- 4 飼い主になろうとする者は、飼養に先立って、飼養しようとする動物の生態、習性等に関する知識を習得するとともに、飼養の目的および環境等に適した種類および数の動物を選択するよう努めなければならない。

(犬の飼い主の遵守事項)

第九条 動物のうち犬の飼い主（以下「犬の飼い主」という。）（動物取扱業者を除く。次項において同じ。）は、前条に規定するもののほか、飼養する犬による人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するため、当該犬について係留（犬を柵、おりその他の当該犬の逸走を防止するための囲いの中で、または一定の場所において固定した物に綱、鎖等で確実につないで飼養することをいう。以下同じ。）をしなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～三（省略）

2 犬の飼い主は、飼養する犬に対し必要なしつけを行うよう努めるものとする。

(係留をされていない犬の収容)

第十条 知事は、係留をされていない犬（前条第一項ただし書に規定する場合に該当して係留をされていない犬を除く。次条第一項において同じ。）があるときは、その職員にこれを収容させることができる。

2 前項の規定により犬を収容しようとする職員は、追跡中の犬がその飼い主またはその他の者の土地、建物または船車内に入ったときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所に立ち入ることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 第一項の規定により犬を収容する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(引き取るべき旨の通知等および処分)

第十二条 知事は、第十条第一項の規定により犬を収容させた場合において、その犬の所有者が判明しているときはその所有者に対しこれを引き取るべき旨を通知し、その犬の所有者が判明していないときはその犬を収容した日時および場所その他必要な事項を公示するものとする。

2 知事は、所有者が前項の規定による通知を受けた後一日以内に、または同項の規定による公示をした日から三日を経過する日までに、その犬を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、所有者からやむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨および相当の期間内に引き取る旨の申し出があったときは、その申し出た期間が経過するまで、これを処分することができない。

3 前二項の規定（所有者の判明していない犬に係る部分に限る。）は、知事が、法第三十五条第三項において準用する同条第一項本文の規定により犬または猫を引き取った場合および法第三十六条第二項の規定により犬、猫等の動物を収容した場合について準用する。

(動物の譲渡)

第十二条の二 知事は、前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により処分することができることとなった犬、猫等の動物および法第三十五条第一項本文の規定により引き取った犬または猫を、その飼養を希望する者で適正に飼養することができるものと認めるものに譲渡することができる。

2 前項の規定による譲渡を求める者は、その旨を知事に申し出なければならない。

(事故発生時の措置)

第十五条 特定動物飼養者は、その飼養する特定動物が人の生命または身体に害を加えたときは、直ちに、適切な応急の措置および再発を防止するための措置を講ずるとともに、当該被害の状況およびその講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 犬の飼い主は、その飼養する犬が人をかんだときは、前項に規定する措置を講ずるとともに、直ちに、その旨の知事への届出をし、および狂犬病の疑いの有無について当該犬を獣医師に検診させなければならない。

(報告および検査)

第十六条 知事は、第八条、第九条および第十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、飼い主に対し、飼養施設の状況、動物の飼養の方法その他必要な事項に関し報告を求め、またはその職員に、当該飼い主の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第十条第三項の規定は、前項の規定により立入検査をする場合について準用する。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

福井県動物愛護管理推進計画改定委員会名簿

氏名	所属
上野 弘	福井県教育庁義務教育課 課長
大森 慈子	仁愛大学人間学部心理学科 教授
北 慶一	福井県健康福祉部 企画幹
黒川 正夫	坂井市環境推進課 課長
坂川 逸海	公益社団法人日本愛玩動物協会 福井県支部長
柴田 晴夫	公益社団法人福井県獣医師会 会長
大門 由美子	公益社団法人福井県獣医師会 学校飼育動物事業対策委員会 委員長
高木 剛	美浜町住民環境課 課長
前田 淳一	福井市足羽山公園遊園地 園長
村西 勝雄	福井県自治会連合会 会長

(五十音順、敬称略)

<第2次福井県動物愛護管理推進計画>

平成25年	9月12日(木)	第9回行動委員会	(改定委員会への移行について協議)
	10月8日(火)	第1回改定委員会	(計画改定の方向性について協議)
	11月26日(火)	第2回改定委員会	(改定計画の骨子について協議)
平成26年	2月24日(月)	第3回改定委員会	(改定計画(案)について協議)
	3月3日(月)	県民パブリックコメントの実施(~17日)	
	3月31日(月)	計画公表	